竹島の領土権の早期確立について

提案・要望の内容 _____【 内閣官房・内閣府・総務省・外務省・文部科学省 】

- 1 平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関 する請願」を踏まえ、次の事項について早急に具体化を図ること。
- (1) 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、厳重なる 抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立 に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。日韓両国政府間で行われる排他的経 済水域 (EEZ) の境界画定交渉においても、竹島の領土権の早期確立を踏まえた 交渉を進めること。
- (2) 北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織 を設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備 などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組を進めること。
- (3) 海洋基本法に基づく「海洋基本計画」の策定にあたっては、竹島が我が国の 領土であることの前提の下、竹島及びその周辺海域を同計画の対象に取り上げ、 同法に基づく所要の施策を強力に推進すること。
- 2 学校教育において、竹島問題が積極的に扱われるよう、学習指導要領において 竹島を取り上げること。

【現状と課題】

竹島の韓国における不法占拠

竹島は、韓国の警備隊員の常駐など、50年以上にわたって 不法に占拠され、漁業権などの我が国の主権が行使できない 状況になっている。

北方領土問題に比較して、国における広報啓発活動がき わめて不十分

北方領土問題においては、国には「内閣府北方対策本部」 があり、また「北方領土の日」の制定や広報啓発施設である

「北方館」なども設置され、全国的な広報啓発活動が定着している。

「竹島の領土権の早期確立に関する請願」が衆議院、参議院で採択

国際司法裁判所における解決を含めた外交交渉の展開及び国における所管組織の設置と啓発 活動の取組を求める請願が、6月16日に採択された。これを受け、内閣から処理経過が衆参両 院に報告された。

内閣官房に総合海洋政策本部が設置

新たに制定された「海洋基本法」の目的を 達成するために、竹島問題は海洋政策の根幹に かかわる事項であり、同本部で制定される「海 洋基本計画」で取り上げるなど、積極的な取り 扱いが必要である。

> 衆議院本会議で賛成多数で請願採択 (平成18年6月16日)

> > [提供]山陰中央新報社





【 本県の取り組み状況・方針 】

「竹島の日を定める条例」の制定に伴う啓発活動の実施

県民、市町村及び県が一体となって領土権の早期確立を目指した運動を推進し、国民世論の

啓発を図ることを趣旨とした条例が制定され、この趣旨に沿った啓発活動を実施する。

竹島の日:2月22日

公布•施行: 平成17年3月25日

竹島担当専仟職員の配置

平成18年4月から、竹島問題を担当する課長 級専任職員を配置した。

竹島資料室のオープン

平成 19 年 4 月に竹島関係歴史資料などを保 管・整理・閲覧する「竹島資料室」を開設した。





第2回目を迎えた「竹島の日」記念式典で挨 拶する知事、来賓の島根県選出国会議員 (平成19年2月24日)

啓翔無語入りの「竹島資料室」看板の除幕をする知事、議長、竹島議連会長 (平成19年4月19日)

竹島問題研究会最終報告書の提出

平成19年5月知事に提出され、7月に外務省に説明した。

Web 竹島問題研究所の設置

平成19年9月に県の主張、竹島問題研究会や新たな研究成果を公開するために、県のHPに 立ち上げた

日韓自治体間の交流に対する基本的姿勢

領土問題はすぐれて国家間の問題であるが、問題があるからこそ、自治体間の友好交流関係は普遍的なものとして親密にすべきである。お互いに冷静に理解しあう成熟した関係が構築できるよう、韓国側に対して理性的な対応を呼びかけ続ける必要がある。

【提案要望の効果】

竹島問題に係る国民世論の啓発が図られ、日韓両国において外交交渉が進展し領土権の 早期確立に繋がる。

URL: http://www.pref.shimane.jp/section/takesima/top.html